

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【公表番号】特表2014-527025(P2014-527025A)
 【公表日】平成26年10月9日(2014.10.9)
 【年通号数】公開・登録公報2014-056
 【出願番号】特願2014-512110(P2014-512110)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)
 A 6 1 K 33/00 (2006.01)
 A 6 1 P 9/12 (2006.01)
 A 6 1 P 11/00 (2006.01)
 A 6 1 B 5/026 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00
 A 6 1 K 33/00
 A 6 1 P 9/12
 A 6 1 P 11/00
 A 6 1 B 5/02 3 4 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月1日(2015.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の肺動脈高血圧を治療する装置であって、
 血管作用薬を肺動脈高血圧患者に投与するステップを実施するための手段と、
 該患者が右室拡大又は右室機能不全を有するか否かを決定するステップを実施するための手段と、

該患者が右室拡大又は右室機能不全を有していない場合に、前記患者をプロスタノイドから離薬させるステップを実施するための手段と、を含む、前記装置。

【請求項2】

前記血管作用薬が吸入用一酸化窒素である、請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記患者が右室拡大又は右室機能不全を有するか否かを決定する前記ステップが、前記血管作用薬を該患者に投与する前後で、該患者の血行動態の少なくとも1つの指標を監視するステップを含む、請求項1又は2記載の装置。

【請求項4】

前記患者が右室拡大又は右室機能不全を有するか否かを決定する前記ステップが、前記血管作用薬が投与される前と該血管作用薬が投与された後との間の該患者の前記血行動態の少なくとも1つの指標における変化を計算するステップを含む、請求項1～3の何れか1項記載の装置。

【請求項5】

前記血行動態の少なくとも1つの指標が、肺血管抵抗、平均肺動脈圧、又は心拍出量を含む、請求項3又は4記載の装置。

【請求項6】

前記血行動態の少なくとも1つの指標が肺血管抵抗及び心拍出量を含み、前記患者が右室拡大又は右室機能不全を有するか否かを決定する前記ステップは、肺血管抵抗の減少に相関する心拍出量の増加が右室拡大又は右室機能不全が存在しないことを示唆するため、前記血管作用薬の投与後の肺血管抵抗の減少に相関する該血管作用薬の投与後の心拍出量の増加が存在するか否かを決定するステップをさらに含む、請求項3～5の何れか1項記載の装置。

【請求項7】

血管作用薬を投与する前記ステップが、二酸化窒素を含む空気流を容器を介して連通させるステップであって、該容器が、入口、出口、表面活性物質、及び還元剤を含み、該入口が、該二酸化窒素の空気流を受け取るように構成されている、該ステップと、該空気流を該表面活性物質を介して該出口に連通させるステップと、を含む、請求項1～6の何れか1項記載の装置。